

監 査 結 果 報 告 書

令和7年度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

総務部総務政策課
総務部秘書財政課
総務部自治防災課
総務部税務課
民生部住民課
民生部福祉課
民生部健康課
民生部こども課
産業建設部農林環境課
産業建設部都市整備課
教育委員会事務局教育課
議会事務局

2. 監査期間

年 月 日	監査対象課
令和 7 年 7 月 11 日（金） 令和 7 年 7 月 18 日（金）	総務部総務政策課 総務部自治防災課 議会事務局
令和 7 年 9 月 18 日（木） 令和 7 年 9 月 29 日（月）	総務部秘書財政課 総務部税務課 民生部福祉課 民生部健康課
令和 7 年 10 月 10 日（金） 令和 7 年 10 月 17 日（金）	産業建設部農林環境課
令和 7 年 11 月 7 日（金） 令和 7 年 11 月 14 日（金）	民生部住民課 産業建設部都市整備課
令和 7 年 12 月 12 日（金） 令和 8 年 1 月 15 日（木）	民生部こども課 教育委員会事務局教育課

3. 監査の対象事務

定期監査

- ・令和 6 年度における補助金の支出状況及び調定、支出負担行為を遡及適用した事務処理に係る監査を実施した。

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 収入、支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に管理されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり検討又は改善を要する事項が一部見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

1. 令和6年度における補助金の支出状況について

【総務部自治防災課】

地区補助金について

- ・補助金交付要綱第2条の規定を具体的に規定してはどうか。

特殊詐欺対策電話機等購入補助金について

- ・要綱第10条では、「補助申請者は、補助金で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。この場合において、6年を経過しない場合は、村長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売払、貸付け、廃棄又は担保に供してはならない。」と規定されているが、簿冊の保存期間は5年となっている。
- ・要綱では、申請書類で設置完了の写真を求めているが、提出書類のチェックシートでは写真の規定がある。要綱改正するなど整合性を図ること。

【民生部健康課】

がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金について

- ・補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に暴力団等の排除に関する記載がない。村補助金交付規則第20条に規定があるように、当該様式に暴力団等の排除に関する記載を加え、要綱改正されたい。

【産業建設部農林環境課】

農業次世代人材投資事業補助金について

- ・補助金交付要綱に上限額の記載を加えること。また、上限額の根拠として、国や府の基準を用いるのであれば、その旨の記載を要綱上で明記すること。

下赤阪棚田の会補助金について

- ・暴力団排除に関する記載がない。団体がコミュニティ登録をする際に、暴力団でないことの確認を行っているかどうか確認すること。

【民生部住民課】

村人権協会補助金について

- ・千早赤阪村補助金交付規則に基づき事務処理を行っているが、補助金額に明確な根拠がない。要綱を制定し、補助金の根拠を示すこと。また、余った補助金は繰り越さず、村へ返還させる規定を明記すること。

【産業建設部都市整備課】

既存建築物耐震診断補助金について

- ・要綱に暴力団等の排除に関する記載がない。村補助金交付規則第20条に規定があるように、要綱に暴力団等の排除に関する記載を加え、要綱改正すること。

【民生部こども課】

副食費補助金について

- ・補助金交付規則で暴力団等に該当する者であると確認されたときは補助事業者としないこととしている。しかし、要綱で確認方法の規定がない。どのように確認するか規定すること

学童保育連絡会補助金について

- ・補助金の額は、国要綱の別紙の表に定める基準額を基準とするが、起案用紙に添付されてなく、適正な額か不明である。
- ・補助金の交付申請の添付書類に運営規程が添付されていない。

【教育委員会事務局教育課】

中学校部活動補助金について

- ・補助金の上限の規定がなく、予算の範囲内で交付となっている。上限を規定されたい
文化協会補助金について

- ・補助金の上限の規定がなく、予算の範囲内で交付となっている。上限を規定されたい。
体育協会補助金について

- ・補助金の上限の規定がなく、予算の範囲内で交付となっている。上限を規定されたい。
村民スポーツフェスティバル補助金について

- ・補助金の上限の規定がなく、予算の範囲内で交付となっている。上限を規定されたい。

2. 令和6年度における遡及適用した事務処理について

- ・調定、支出負担行為の作成時期は財務規則に規定されている。財務規則を確認し、事務処理をされたい。
- ・業務担当者が変わることがあるのは組織運営上致し方ない。しかし、引継ぎが漏れることによる遡及適用の申請が多い。繰越、債務負担行為や定例的な事務については、口頭だけではなく、資料に残す等、引継ぎ事務の整理をすること。
- ・契約締結や補助金の交付決定等の際、支出負担行為を作成するが、起案用紙の伺い文に支出負担行為の作成状況を記載する等、必要書類の作成状況を確認する方法も検討されたい。
- ・遡及適用申請した場合、その原因を記録しフォルダ等に格納する等、再発防止に努めること。
- ・年度末の繰越作業について、財政担当課から事務処理の手順を通知されている。きちんと内容を確認し、漏れないようにすること。
- ・補助金交付決定時に調定決議書を作成するが、補助金変更交付決定時に調定の変更漏れがあった。
- ・交付決定通知の受理後、調定決議書の作成漏れがないか担当者だけでなく、決裁権者も確認するようにすること。